

新規お取引に関する確認書

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する確認

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に伴い、当組合と新規にお取引されるお客さまに対し「氏名」「住所」「生年月日」の他に「ご職業」、「取引を行う目的」、「外国PEPs」を確認することが義務付けられておりますので、お客様にはお手数をおかけしますが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

<ご職業について>

下記の項目よりお選びいただき、預金申込書の「ご職業」欄にご記入下さい。

- ・会社員 または 団体職員 ・会社役員 または 団体役員
 - ・公務員 ・パート、アルバイト、派遣社員、契約社員
 - ・主婦（お勤めされている場合には、「主婦・会社員」のように2つご記入下さい。）
 - ・学生（お勤めされている場合には、「学生・アルバイト」のように2つご記入下さい。）
 - ・無職（退職された方も、ここに含まれます。）
 - ・個人事業主、自営業（「自営・製造業」、「自営・歯科医院」のように、業種または職業をご記入下さい。）
- 〔 製造業（製造業、印刷関連業、鉄鋼業）、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、金融業、保険業、貸金業、卸売小売業、飲食業、不動産業、運輸業、情報通信業、電気ガス水道業、サービス業（宿泊業、医療業、介護事業、教育・学習支援業、理容・美容・浴場業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車・機械修理整備業、公告業、宗教） 〕

<取引を行う目的について>

預金申込書の「口座の利用目的」欄に以下の項目よりお選びいただき○印を付けて下さい。

- ・生計費の決済 ・事業費の決済 ・給与または年金の受取 ・貯蓄または資産運用
- ・融 資 ・外国為替取引 ・その他（内容を詳しくご記入下さい。）

<外国PEPsの確認について>

下記のいずれかに該当するか否かを確認いただき、預金申込書にご記入下さい。

※ 外国PEPsとは外国政府において重要な公的地位にある者をいいます。

(1) 以下に該当する方

- ① 国家元首
- ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表、または全権委員に相当する職
- ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

(2) 過去に、上記（1）であった方

(3) 上記（1）または（2）に掲げる方の家族

※ 配偶者（事実婚を含みます。）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子

2. 所得税法上の居住地に関する確認

米国をはじめとする各諸外国に納税義務のある方が、納税義務国以外の金融機関の口座を利用して国政的な脱税および租税回避に対処するため、国内法である「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」、および米国税法である「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に基づき、お客様の「所得税法上の居住地」を確認することが義務付けられておりますので、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<当組合の基本的な対応>

- (1) 口座の新規開設は所得税法上の日本国居住者である「日本国に住所があり、または現在まで引続いて1年以上日本国に住所がある個人」に限定させていただきます。
 - ※ お客様が所得税法上の日本国居住者かどうか、お分かりにならない場合は税務専門家、又は税務当局にご相談下さいようお願い申し上げます。
- (2) 当組合においては、お客様が所得税法上の日本国居住者であるかについて、お客様のご申告を基にした届出書により確認させていただきます。
- (3) 届出書をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合は、お取引をお断りすることがあるほか、実特法によりお客さまへ罰則が科される可能性もございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- (4) 将来日本国居住者でなくなった場合には、3ヶ月以内に「異動届出書」の提出が必要となります。
- (5) 当組合において、お客様からご提出いただいた届出書の記載内容の確認、およびその記録の作成・保存が義務付けられておりますので、ご了承下さい。

3. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

当組合は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しており、当組合と取引する際に、お客様より反社会的勢力ではないことの表明および確約に関する同意(下記同意文参照)をいただいております。

<反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意文>

私は、現在、ならび将来において、次の(1)のいずれかにも該当せず、また、(2)のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約します。

また、私の本表明・確約に関して虚偽の申告をした場合には、貴組合との預金取引が停止され、または解約通知によって預金口座が解約されても異議を申し出ず、貴組合の組合員であった場合には、定款の規定により組合員の資格を喪失し、除名となることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いします。

- (1) 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 組合員加入に関する確認 ※ 組合員の加入を希望される方のみ

当組合の財務内容等をご理解いただいた上で、組合員加入のお手続きをお願いいたします。

<出資金に関する重要なお知らせ>

- (1) 出資証券は2019年1月より発行されません。
(毎年6月に送付する「出資金残高通知書兼出資配当金計算書」にてご確認ください。)
- (2) 出資金は、株式や預金ではありません。又、預金保険制度の対象ではありません。
- (3) 出資金の元本は保証されていません。
※ 脱退の際の払戻金額は、事業年度末の組合財産により算出されるため、減額されることもあります。
- (4) 出資金の譲渡は当組合の承認が必要です。脱退には手続きが必要になりますので、脱退を申し出られてもすぐには脱退金をお受取にはなれません。

【1】 組合員になるには、次の条件を満たすことが必要となります。

横浜幸銀の営業エリア（神奈川県、静岡県、茨城県、千葉県、福井県、富山県、石川県、長野県、群馬県、栃木県、新潟県、山梨県、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、岡山県、鳥取県、香川県）に居住又は勤労に従事されている方や営業エリア内で事業を営む中小企業者の方。

ただし、従業員の数が300人（卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人）を超え、法人については資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業は1億円、小売業又はサービス業は5,000万円）を超える事業者は対象外です。

【2】 出資金について

信用組合は、相互扶助の精神より運営される協同組織金融機関ですので、法令により、組合員以外の方はお取引内容に制限があります。

組合員に加入するためには、上記【1】の条件を満たした方で1口（100円）以上の出資をされる必要があります。（10口1,000円からの出資をお願いしております）つまり、組合を利用する、利用権を得る為に出資して頂くということになります。

【3】 出資金の配当について

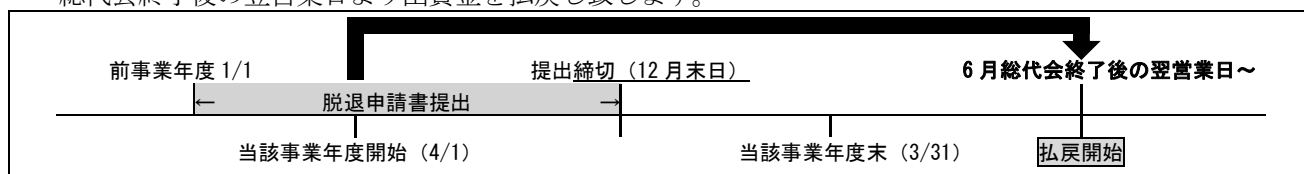
出資金については組合の事業年度ごとの事業成績を基に総代会の決議により配当金が支払われます。尚、その年度の業績によっては、配当金が支払われない場合があります。

※ 配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

【4】 出資金の払戻について

① 自由脱退について

前事業年度の1月1日から当該事業年度の12月末日までに『脱退申請書』を提出頂いた場合、翌年6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。



② 法定脱退について

上記【1】の営業エリア外に転居の場合および、本人死亡等の場合には組合員の意思に拘らず直ちに脱退となります。但しその場合、当該事業年度末までに関係書類を提出頂いた組合員の方については6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。

③ 出資口数の減少について

組合員が事業休止又は、事業の一部を廃止した場合、またはそれと同等のその他特にやむを得ない理由に限られます。当該事業年度末の3ヶ月前（12月末日）までに、『脱退申請書』を提出頂いた場合、翌年6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。

※ 当組合に債務がある場合、その債務を完済するまでは、当組合は脱退を申し出た組合員に対し、脱退を認めないこと、また出資金の払戻しを停止することがあります。

※ 払戻金額は、当該事業年度末の当組合の財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻しが受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、当組合が破綻した時には、全く返金されない可能性があります。

※ 自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

【5】除名について

- ① 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないときは、総代会の議決によって除名対象となります。総代会の10日前までに、当組合から通知しますので、総代会において弁明することが可能です。
- ② 5年以上継続して組合の事業を利用せず、当組合からの通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回あっても1回みなします）以上継続して返戻されたときは除名対象となります。ただし、当組合でその住所等に不在である事を調査し、公告等により当組合への住所等の変更届出を行うよう催促し致します。
- ③ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意に反した場合。

【6】届出事項の変更等

お届け印、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更がございましたら、下記取扱店にご連絡下さい。

以 上